

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

武雄市長 小松 政

市町村名 (市町村コード)	佐賀県武雄市 (41206)	
地域名 (地域内農業集落名)	西川登町 (高瀬、矢筈、神六、庭木、小田志)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 12 月 19 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・町内各地に集落営農組合が設立され、米麦大豆を中心に経営がなされている。
- ・どの集落営農組織でも構成員の高齢化などにより担い手不足が進んでおりその対応が課題になっている。
- ・山間部では茶葉の生産も行われており、こちらも担い手不足が問題になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・町内で生産される農産物は米麦大豆の作付面積が多く、それらは今後においても集落営農組織を中心に経営継続を目指していく。(就農者の高齢化や後継者不在の課題もあり地域環境を考慮しながら農地集約も検討)
- ・茶畑についても認定農業者への集積など、意向を確認しながら協議していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	345 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	345 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、集落営農組織や担い手に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・平時の見回り活動をもとに、各種農業用設備の老朽化箇所を洗い出し、各種事業を用いた修繕・更新を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・茶畑の経営を行う認定農業者は市外からの経営者も受け入れている。 ・新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、国・市の事業を活用し侵入防止柵の設置域の拡大、その後地区での管理を行う。
- ⑦保全管理等の対策として、多面的機能支払交付金を用いた農地農業用施設の維持管理に努めていく。